

教育課程および教育方法

(1) 修了に必要な修得単位数

修了するためには、3年以上（法学既修者は2年以上）在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければならない。

| 科目群 | | 未修者 | 既修者 |
|----------------------|-------|--------|--------|
| 法律基本科目 | 必修 | 58単位 | 24単位 |
| | 公法系科目 | 12単位 | 6単位 |
| | 民事系科目 | 32単位 | 12単位 |
| | 刑事系科目 | 12単位 | 6単位 |
| | その他 | 2単位 | — |
| | 選択必修 | 2単位 | 2単位 |
| 法律実務基礎科目 | 必修 | 6単位 | 6単位 |
| | 選択必修 | 8単位 *1 | 8単位 *1 |
| 基礎法学・隣接科目 | 選択必修 | 4単位 | 4単位 |
| 展開・先端科目 | 選択必修 | 12単位 | 12単位 |
| その他、各科目群の中の選択必修・選択科目 | | 8単位 *2 | 8単位 *2 |
| 合計 | | 98単位 | 64単位 |

*1 選択必修必要単位には、「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」のどちらか1科目を含むこと。

*2 法律基本科目以外の選択必修・選択科目2単位以上を含むこと。（法律基本科目の選択必修・選択科目のみで要件を満たすことはできない。）

※開設科目一覧はこちら

(2) 各年次の履修上限単位数

1学年において履修登録することのできる単位数は以下のとおり。

| 年次 | 1年次 | 2年次 | 3年次 |
|-----|------|------|------|
| 単位数 | 40単位 | 36単位 | 40単位 |

[注] 進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限について

- ・ 1年次から進級できなかった学生の上限
40単位－前年度に「B」以上（「合格」を含む）の成績評価を受けた授業科目の単位数
- ・ 2年次から進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限
36単位－前年度に「B」以上（「合格」を含む）の成績評価を受けた授業科目の単位数

(3) 授業時間等の設定

| | 講義 | 演習 | 実習 | |
|---------------------------------|---|------|---------------|--|
| 1単位当たりの授業時間 | 15時間 | 15時間 | 30時間 | |
| 1年間の授業期間 | 本研究科では、原則として1つの学年を春～夏学期と秋～冬学期に分け、学期ごとに単位を修得する学期制度を採用している。（ 学年暦・授業カレンダーを参照 ） | | | |
| 各授業科目の授業回数 (単位) <集中講義は除く> | セメスター科目：15回（2単位） | | ターム科目：7回（1単位） | |

(4) 進級制

進級制は、各学年の学業成績について、以下の要件を満たさない者には進級を認めない制度である。また同一年次には2年を超えて在学することはできない。

進級することができなかつたときは、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位は、無効となる。ただし、最終年次を留年した者には適用されない。

| 年次 | 2年次進級（※1） | 3年次進級 |
|----|--|--|
| 要件 | 1年次配当の必修科目につき30単位以上修得していること + 1年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること | 1年次配当の必修科目につき34単位全部修得していること + 2年次配当の授業科目を22単位以上修得していること（※2） + 2年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること |

※1 主に法学未修者（1年次）を対象に文部科学省が実施する「共通到達度確認試験」を進級要件の一部として利用する。

※2 2年次に修得した22単位には、公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上並びに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含まなければならない。